

大川村地域情報通信基盤整備事業 公募型プロポーザル仕様書

1. 事業名

大川村地域情報通信基盤整備事業

2. 目的

全国では、次世代ブロードバンド戦略でブロードバンド整備が進む中、ブロードバンドゼロ地域の本村としては、情報格差の解消が急務であるが、民間通信事業者によるブロードバンドサービスは地理的条件、設備投資負担、事業採算面等から当分の間、新たなサービス提供が望めない状況である。

よって公設公営方式により、大川村全域を対象に光ファイバ幹線と高出力無線LAN方式を組み合わせた通信ネットワーク施設を整備すると共に、現在、老朽化している「オフトークサービス(既存電話線利用)」を廃止し、「安心安全の村づくり」を基本に新たな村民向け行政サービスを実施するため「IP告知システム」の整備を行う。これらの設備を利活用することで村民への行政情報・防災情報の充実を図る。また、「地域の活性化」を目指し、村民へ高速インターネット接続サービスの提供を行い、情報格差の是正を図るものである。

3. 事業概要

- (1)整備エリア 大川村全域 ※表-1参照
- (2)総予算 472, 000, 000円(調査・設計業務、基盤・宅内工事含む、消費税込み)
- (3)事業期間 平成21年度

4. 事業内容

(1)本事業により以下の整備を行う。

① 高速ブロードバンド環境整備

光ファイバ幹線と高出力無線LAN方式を組み合わせた通信ネットワーク施設を整備し、本村全域で使用可能なブロードバンド環境を整備する。

② IP告知システム整備

老朽化が懸念される「オフトークサービス(既存電話線利用)」設備の代替手段として、IP網を活用し役場から村民に対して行政情報・防災情報の充実を図ると共に、施設情報やイベント情報等、地域の告知放送をタイムリーに伝達するシステムを整備する。

(2)本事業の受注事業者は、工期短縮及び工事費の削減、また提供サービスの品質確保のため、実施設計、施工、公営における運用検討及び保守管理検討を一体的に行うものである。

①設計業務(ルート選定、図面作成、工程数量算出、資材算定、関係機関申請書作成等)

なお、ルート選定にあたっては、本村が所有する管内図等を参考資料として閲覧できるものとする。

②施工業務(通信ネットワーク設備・IP告知システム設備施工、試験)

③公営における運用検討及び保守管理検討(サービス運營業務、窓口業務、宅内工事業務、保守業務等)

5. 事業要件

本事業の実施設計、施工においては以下の要件を満たすものとする。なお、平成20年度に本村が実施した「大川村地域情報通信整備事業 基本設計書」に基づいた整備案を求めることとする。

また提案に際し、使用を想定している装置機器(無線装置、IP告知端末)の規格・性能がわかる資料を参考として添付すること。

(1)高速ブロードバンド環境整備

①通信ネットワーク

- ・ ネットワーク構成は高出力無線LAN方式を前提とし、光ファイバ等有線設備は必要最小限とすること。
- ・ IP告知放送サービス提供に使用するアクセス回線は、サービス品質・安定性確保の観点から電波干渉が少なく降雨等の影響を受けにくい「4.9GHz帯無線規格(IEEE802.11j)」とすること。また高速インターネット接続サービス提供に使用するアクセス回線は、特別な宅内無線装置を設置することなく接続可能な「2.4GHz帯無線規格(IEEE802.11g)」とすること。
- ・ 村民世帯(場所)毎にほぼ同条件の安定した通信品質を確保するため、無線中継は帯域低減が少なく、通信速度を維持したまま多段中継が可能なマルチチャネル方式(※1)とすること。特にIP告知放送サービスは安心安全に係わるものであるため、無線伝送で生じる遅延時間及びパケットロス等損失を最小限に抑え、確実に音声認識や双方向通信ができる品質を確保すること。

※1 マルチチャネル方式:無線装置1台で3チャンネル以上を同時に使用できる無線アクセスシステムを指す。

- ・ 使用する無線装置は日常の運転状況確認、及び故障時の異常検出ができる監視システムを有するものとする。
- ・ 屋外に設置する無線装置は新設柱もしくは既存建物等に取付けることとし、民間所有柱は利用しない。また設置する無線装置は屋外環境下で正常に作動する仕様のものを選定すること。
- ・ 村内の希望者に対して、高速インターネット接続サービスを提供可能とすること。

②インターネット接続

- ・ 村内の通信ネットワークと接続可能なISP事業者を選定すること。
- ・ 基本サービスは10Mbpsベストエフォートとし、ホームページ開設、電子メールアドレスの有無等、基本サービス、オプションサービスについて具体的な内容を提案すること。

(2)IP告知システム整備

- ・ IP告知端末を設置した全戸(260世帯を想定)に対して、役場からの情報を確実に伝達可能とすること。
- ・ 災害やその他緊急の告知放送は、最優先、最大音量で放送可能とすること。
- ・ 議会中継をリアルタイムで放送可能とすること。
- ・ 携帯電話などの公衆回線網からの放送を可能とすること。
- ・ 放送内容を蓄積し、確認ができる機能を有すること。なお、IP告知端末の故障時でも復旧次第、録音内容が確認できること。
- ・ 多チャンネル放送により、役場や各種団体からのお知らせ(定時放送)、ラジオ放送(再送信)の選択を可能とすること。

なお、定時放送については、現行「ふるさと放送」(オフトークサービス)で実施している放送形態を踏襲できること。また、ラジオ放送(再送信)については、村内では、夜間ラジオ電波の混信により、

明瞭にラジオを聴きとることができない環境にあることから、村外に受信アンテナを設置する場合も含め、ラジオ再送信の実現方法について具体的に提案すること。

6. 概略スケジュール(予定)

平成21年度 実施設計・施工(平成21年12月～平成22年3月下旬予定)

平成22年度 サービス開始(平成22年4月～予定)

7. 守秘義務

- (1)本仕様書に基づく全ての作業において、本村が提出した業務上の情報及び業務上知り得た情報を外部に漏洩せず、かつ、第三者に開示しないこと。
- (2)本村が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に協議のうえ、承認を得ること。

8. 提出書類の内容等

提出部数は7部とする。提出日以後、提出された書類の追加差し替えは認めない。また様式が特定されていないものについては、様式任意とする。

(1)提案資料(様式3, 4, 5, 6, 7及び様式任意)

作成する提案資料は、事業要件を満たしたうえで以下の内容が記載されていること。

記載事項	記載内容
1. 提案概要	
プロポーザル参加申請書(様式3)	—
念書(様式4)	—
会社概要	ISMS 若しくはプライバシーマーク、ISO9001 の取得状況 決算概要(財務諸表等、経営状況が確認できるもの)
体制(様式5)	本事業を実施するうえでの体制、 構築に必要な有資格者、または配置予定技術者等
実績(様式6, 7)	過去10年間以内の同種又は類似業務の実績
参加資格条件の確認が可能な書類	総合評価値通知書、等
2. 基盤整備	
設計の考え方	設計ポリシー、整備方式に係る特徴やポイント等
施工の考え方	設計施工一括方式による工期短縮、費用縮減の提案、 その他施工に関する特徴やポイント等
構築スケジュール	設計から施工までのスケジュール
3. ISP 事業者の紹介	
インターネット接続の提供方法及び内容	村内の通信ネットワークと接続可能な ISP 事業者の選定、 料金等
4. 公営における運用・保守管理	
運用の考え方	運用方針(行政負担軽減策、等)
保守の考え方	障害時の取り組み方針、行政負担軽減策(経済的・人的負担)
5. その他各種参考資料、図面等	
装置、機器についての資料	使用を想定している装置機器(無線装置、IP告知端末) の規格・性能がわかる資料
基盤整備後の具体的施策案	本事業で整備する高速ブロードバンド環境、IP告知システムを活かした具体的な施策案があれば明記
事業内容を説明するために必要と思われる図面	システム構成図、平面図、立面図、設計エリア概要図等 (図面においては本事業で整備する施設・設備と、国、事業者等が既に保有している施設・設備の区分が分かるように明示すること。)

(2)見積書(様式任意、但し「地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアル」に準拠すること)

- ・ 見積書は実施設計、施工に必要な金額について作成すること。
また、参考として後年度負担額について作成すること。
- ・ 根拠資料として内訳書(数量・単価・金額が把握できること)を添付すること。
- ・ 見積書の表示金額は総額に100分の5を加算した額とすること。
- ・ 「地域情報通信基盤整備推進交付金実施マニュアル(改訂版p28～32)」に準拠すること。
(URL: <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/chiiki/index.html>)

9. プロポーザル提出書類の作成要領

(1)提案資料の記載事項2、3、4(様式任意)についてはA4用紙10枚以内(片面使用)に記載すること。

(2)提案資料の記載事項2、3、4(様式任意)の作成にあたっては、下記の項目に留意すること。

- ① 基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ② 文章を補完するためのイラスト、イメージ図(概念図)を提出すること。(着色・彩色可)。
※ イメージ図については全体構想(配置・平面計画等)がわかるものとする。
- ③ 参加表明書を提出する際に提案資料等に記載する受付番号を指定するので、提案資料等については、すべてこの受付番号を記入することとし、特定の者と判断できる事業所名、作品名、記号、ふちどりを記載してはならない。

(3)提案資料は様式が定まっていないもの以外、片面使用とし(着色・彩色可)、左端をステープルで仮綴とする。

(4)提案資料は、別添の様式に基づき作成するが、書式を守れば配布された以外の用紙を用いてもかまわない。

10. 留意事項

本仕様書に記載されていない事項は、本村と協議すること。

表一1 整備対象地域

高知県土佐郡大川村		平成21年9月31日現在
地区名	世帯及び事業所数	
船戸	6	
小松	50	
朝谷	20	
大北川	14	
高野	3	
川崎	13	
井野川	31	
大平	15	
小麦畝	5	
小北川	4	
大藪	10	
下切	3	
南野山	12	
上小南川	22	
下小南川	13	
中切	39	
合計	260	